

議 案 目 録

平成30年(2018年)12月3日

番 号	件 名
議案第 80 号	平成30年度(2018年度)彦根市一般会計補正予算(第7号)
議案第 81 号	平成30年度(2018年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 82 号	平成30年度(2018年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 83 号	平成30年度(2018年度)彦根市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第 84 号	平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 85 号	彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 86 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 87 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 88 号	愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 89 号	豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 90 号	甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 91 号	多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議案第 92 号	訴えの提起につき議決を求めることについて

議案第 85 号

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「彦根市長の選挙における候補者(以下「長の候補者」という。)」を「候補者」に改める。

第 8 条中「長の」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 86 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 165」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 165」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第3条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 87 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「50,700 円」を「50,800 円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20,000 円」を「21,000 円」に、「30,000 円」を「31,500 円」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 90」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 42.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5」を加え、同条第 5 項中「次条において同じ。)から」を「次条第 3 項第 3 号において同じ。)から」に、「同項」を「第 23 条第 1 項」に、「次条において同じ。)」を「次条第 1 項において同じ。)」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円	円

用職 員以 外の 職員	1	144, 100	194, 000	230, 000	263, 000	288, 900	319, 200	362, 900
	2	145, 200	195, 800	231, 600	264, 900	291, 100	321, 400	365, 500
	3	146, 400	197, 600	233, 100	266, 700	293, 400	323, 700	367, 900
	4	147, 500	199, 400	234, 700	268, 800	295, 500	325, 900	370, 500
	5	148, 600	200, 900	236, 100	270, 500	297, 400	328, 100	372, 400
	6	149, 700	202, 700	237, 800	272, 400	299, 700	330, 100	374, 900
	7	150, 800	204, 500	239, 300	274, 300	302, 000	332, 300	377, 200
	8	151, 900	206, 300	240, 900	276, 400	304, 200	334, 500	379, 700
	9	153, 000	207, 900	242, 100	278, 400	306, 100	336, 400	382, 100
	10	154, 400	209, 700	243, 600	280, 400	308, 400	338, 600	384, 800
	11	155, 700	211, 500	245, 200	282, 500	310, 600	340, 600	387, 400
	12	157, 000	213, 300	246, 600	284, 500	312, 900	342, 800	390, 100
	13	158, 300	214, 700	248, 100	286, 500	315, 000	344, 600	392, 500
	14	159, 800	216, 500	249, 600	288, 600	317, 100	346, 600	394, 800
	15	161, 300	218, 200	250, 900	290, 600	319, 300	348, 600	397, 000
	16	162, 900	220, 000	252, 300	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	17	164, 200	221, 700	253, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	18	165, 700	223, 400	255, 400	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
	23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
	26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
	31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
	32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
	33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300

34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	

67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			

	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 28 条に規定する職員を除く。

別表第 3 および別表第 4 を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500

28	209,600	229,000	353,100	442,600
29	211,300	230,800	354,900	443,800
30	213,000	233,500	356,700	444,600
31	214,700	236,200	358,400	445,400
32	216,400	238,900	360,300	446,300
33	217,800	241,500	361,600	447,200
34	219,500	244,300	363,300	447,700
35	221,200	246,900	364,800	448,200
36	222,900	249,600	366,600	448,700
37	224,300	252,100	368,500	449,200
38	226,000	254,600	370,000	
39	227,700	257,100	371,300	
40	229,400	259,400	372,900	
41	231,000	262,000	374,000	
42	232,700	264,400	375,400	
43	234,300	266,600	376,800	
44	235,900	268,800	378,300	
45	237,600	270,900	379,700	
46	239,100	273,100	381,300	
47	240,400	275,300	382,900	
48	241,800	277,300	384,400	
49	243,000	279,600	385,800	
50	244,400	281,600	387,300	
51	245,900	283,500	388,800	
52	247,100	285,500	390,200	
53	248,200	287,300	391,400	
54	249,600	289,700	392,700	
55	250,800	292,000	393,800	
56	252,000	294,500	394,900	
57	253,200	296,500	396,300	
58	254,400	299,000	397,500	

59	255, 500	301, 300	398, 700
60	256, 700	304, 000	400, 000
61	258, 100	306, 400	401, 200
62	259, 100	308, 800	402, 200
63	260, 300	311, 300	403, 600
64	261, 200	313, 600	404, 900
65	262, 200	315, 800	406, 100
66	263, 600	318, 000	407, 200
67	265, 000	320, 100	408, 400
68	266, 400	322, 300	409, 500
69	268, 000	324, 200	410, 500
70	269, 500	326, 300	411, 700
71	271, 000	328, 400	412, 900
72	272, 400	330, 400	414, 100
73	273, 400	332, 500	414, 700
74	274, 600	334, 600	415, 500
75	275, 900	336, 800	416, 200
76	277, 100	339, 000	416, 700
77	278, 300	340, 700	417, 000
78	279, 400	342, 600	417, 400
79	280, 600	344, 300	417, 800
80	281, 800	346, 100	418, 200
81	283, 000	347, 900	418, 500
82	283, 900	349, 700	418, 900
83	285, 100	351, 100	419, 300
84	286, 300	352, 900	419, 600
85	287, 200	354, 100	419, 900
86	288, 100	355, 700	420, 300
87	288, 800	357, 200	420, 700
88	289, 800	358, 700	421, 000
89	290, 800	360, 000	421, 300

90	291, 700	361, 300	421, 600
91	292, 600	362, 700	421, 900
92	293, 400	364, 100	422, 100
93	293, 700	365, 600	422, 300
94	294, 400	366, 900	
95	295, 100	368, 200	
96	295, 900	369, 400	
97	296, 700	370, 400	
98	297, 500	371, 400	
99	298, 300	372, 400	
100	299, 000	373, 400	
101	299, 900	374, 300	
102	300, 400	375, 300	
103	300, 900	376, 300	
104	301, 400	377, 300	
105	301, 600	378, 100	
106	302, 000	379, 000	
107	302, 300	379, 900	
108	302, 500	380, 900	
109	302, 700	381, 700	
110	302, 900	382, 700	
111	303, 200	383, 700	
112	303, 500	384, 700	
113	303, 700	385, 300	
114	303, 900	386, 200	
115	304, 100	387, 100	
116	304, 400	388, 000	
117	304, 700	388, 800	
118	305, 000	389, 500	
119	305, 300	390, 300	
120	305, 600	391, 100	

	121	305, 800	391, 700		
	122	306, 000	392, 500		
	123	306, 200	393, 200		
	124	306, 500	393, 900		
	125	306, 800	394, 500		
	126		395, 200		
	127		395, 700		
	128		396, 300		
	129		397, 000		
	130		397, 600		
	131		398, 100		
	132		398, 600		
	133		398, 900		
	134		399, 200		
	135		399, 500		
	136		399, 800		
	137		400, 100		
	138		400, 400		
	139		400, 700		
	140		401, 000		
	141		401, 300		
	142		401, 600		
	143		401, 900		
	144		402, 200		
	145		402, 400		
	146		402, 700		
	147		403, 000		
	148		403, 200		
	149		403, 400		
	150		403, 700		
	151		404, 000		
	152		404, 200		

	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600

15	176, 700	230, 800	272, 700	302, 200	348, 600
16	178, 100	232, 400	274, 400	304, 400	350, 600
17	179, 700	233, 800	276, 000	306, 400	352, 300
18	181, 500	235, 400	277, 900	308, 700	354, 300
19	183, 200	236, 900	279, 700	310, 900	356, 100
20	184, 900	238, 400	281, 300	313, 200	358, 000
21	186, 400	239, 400	282, 900	315, 100	359, 900
22	188, 000	240, 900	284, 700	317, 200	361, 800
23	189, 700	242, 200	286, 300	319, 400	363, 800
24	191, 300	243, 600	288, 000	321, 500	365, 700
25	192, 900	245, 000	289, 900	323, 500	367, 700
26	194, 600	246, 700	291, 600	325, 500	369, 600
27	196, 400	248, 200	293, 400	327, 600	371, 600
28	198, 100	249, 900	295, 200	329, 600	373, 600
29	199, 900	251, 300	296, 400	331, 400	375, 100
30	201, 400	252, 600	298, 100	333, 500	376, 900
31	202, 900	253, 900	299, 800	335, 400	378, 700
32	204, 300	255, 300	301, 400	337, 500	380, 300
33	205, 600	256, 600	302, 900	339, 100	382, 100
34	206, 900	257, 900	304, 500	341, 000	383, 500
35	208, 200	259, 200	306, 000	342, 800	385, 000
36	209, 400	260, 400	307, 600	344, 700	386, 600
37	210, 600	261, 800	309, 100	345, 900	388, 000
38	212, 000	263, 200	310, 600	347, 800	389, 200
39	213, 400	264, 800	312, 000	349, 700	390, 400
40	214, 800	266, 300	313, 600	351, 500	391, 500
41	215, 800	267, 700	314, 900	353, 400	392, 600
42	217, 000	269, 300	316, 500	355, 200	393, 800
43	218, 100	270, 900	318, 000	357, 000	395, 000
44	219, 300	272, 400	319, 500	358, 700	396, 100
45	220, 200	274, 100	320, 500	360, 500	396, 800
46	221, 300	275, 700	321, 700	361, 900	397, 500
47	222, 200	277, 300	322, 900	363, 400	398, 200

48	223, 200	278, 900	324, 100	364, 800	398, 900
49	224, 000	280, 400	325, 100	365, 800	399, 500
50	225, 100	282, 000	326, 100	366, 900	400, 100
51	226, 200	283, 600	327, 000	368, 000	400, 600
52	227, 000	285, 100	328, 000	369, 100	401, 000
53	227, 500	286, 400	328, 900	370, 000	401, 400
54	228, 600	287, 900	329, 600	370, 600	401, 700
55	229, 300	289, 300	330, 400	371, 400	402, 000
56	230, 200	290, 800	331, 200	372, 200	402, 300
57	231, 000	292, 200	331, 800	373, 000	402, 600
58	231, 900	293, 600	332, 300	373, 800	402, 900
59	232, 700	295, 100	332, 900	374, 600	403, 200
60	233, 600	296, 600	333, 400	375, 400	403, 500
61	234, 600	297, 700	333, 900	376, 300	403, 800
62	235, 400	299, 200	334, 100	377, 000	404, 100
63	236, 300	300, 400	334, 700	377, 700	404, 400
64	237, 100	301, 900	335, 300	378, 400	404, 700
65	238, 000	303, 000	335, 600	378, 700	405, 000
66	239, 000	304, 300	336, 100	379, 300	405, 300
67	240, 200	305, 400	336, 600	379, 900	405, 600
68	241, 200	306, 700	337, 100	380, 600	405, 900
69	242, 200	307, 400	337, 600	381, 000	406, 100
70	243, 300	308, 500	338, 100	381, 700	406, 400
71	244, 400	309, 700	338, 500	382, 300	406, 700
72	245, 300	310, 900	339, 000	382, 900	407, 000
73	246, 000	312, 200	339, 200	383, 300	407, 200
74	247, 100	312, 900	339, 700	383, 900	407, 500
75	248, 200	313, 600	340, 200	384, 500	407, 800
76	249, 200	314, 200	340, 700	385, 100	408, 000
77	250, 000	315, 000	341, 000	385, 500	408, 200
78	251, 000	315, 700	341, 400	386, 000	
79	252, 000	316, 400	341, 900	386, 500	
80	253, 000	317, 100	342, 300	387, 100	

	81	253, 900	317, 400	342, 500	387, 600	
	82	254, 600	317, 700	342, 800	388, 000	
	83	255, 600	318, 300	343, 300	388, 400	
	84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800	
	85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000	
	86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200	
	87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500	
	88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800	
	89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000	
	90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300	
	91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600	
	92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800	
	93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000	
	94	263, 700	322, 400			
	95	264, 200	322, 600			
	96	264, 900	323, 000			
	97	265, 600	323, 400			
	98	266, 300	323, 800			
	99	267, 000	324, 200			
	100	267, 700	324, 600			
	101	268, 200	324, 800			
	102	268, 700	325, 100			
	103	269, 100	325, 400			
	104	269, 600	325, 700			
	105	269, 800	326, 100			
	106	270, 000	326, 300			
	107	270, 300	326, 600			
	108	270, 600	327, 000			
	109	271, 000	327, 400			
	110	271, 300	327, 700			
	111	271, 700	328, 100			
	112	272, 000	328, 400			

113	272, 300	328, 700			
114	272, 600	329, 100			
115	272, 900	329, 400			
116	273, 300	329, 600			
117	273, 600	329, 800			
118	273, 900	330, 100			
119	274, 300	330, 500			
120	274, 700	330, 900			
121	274, 900	331, 100			
122	275, 100				
123	275, 500				
124	275, 800				
125	276, 000				
126	276, 300				
127	276, 700				
128	277, 100				
129	277, 300				
130	277, 700				
131	278, 100				
132	278, 400				
133	278, 600				
134	278, 900				
135	279, 300				
136	279, 600				
137	279, 800				
138	280, 100				
139	280, 400				
140	280, 700				
141	280, 900				
142	281, 100				
143	281, 300				
144	281, 600				
145	282, 000				

	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、副主査、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査および副主査は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の80」を「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000

3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第3条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 88 号

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

愛荘町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ウ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

愛荘町

愛荘町長 有 村 国 知

議案第 89 号

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

豊郷町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ウ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊 藤 定 勉

議案第 90 号

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

甲良町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ウ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町

甲良町長 野 瀬 喜久男

議案第 91 号

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

多賀町と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ウ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴

乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久 保 久 良

議案第 92 号

訴えの提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)12 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

訴えの提起につき議決を求めることについて

下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方の住所および名称

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 名称 ○○○○○○○○○○

2 請求の趣旨

次の判決および仮執行の宣言を求めるもの

(1) 相手方は、彦根市に対し、彦根市が所有する○○○○○○○○○○の土地(以下「本件土地」という。)を、相手方が設置したプレハブ倉庫(以下「本件倉庫」という。)を収去した上で明け渡すこと。

(2) 相手方は、彦根市に対し、本件土地上に建設された彦根市が所有する建物(以下「本件建物」という。)を明け渡すこと。

(3) 相手方は、彦根市に対し、平成 29 年 2 月 1 日から本件土地および本件建物(以下「本件物件」という。)の明渡し済みに至るまで、年額 284,433 円の割合による金員を支払うこと。

(4) 訴訟費用は、相手方の負担とすること。

3 事案の概要

彦根市は、平成 25 年 4 月 1 日に〇〇〇〇〇〇の長男(以下「長男」という。)との間で、本件物件を年額 284,433 円で貸し付ける旨の市有財産賃貸借契約(以下「本件契約」という。)を締結し、本件物件を長男に引き渡した。また、〇〇〇〇〇〇は、本件土地上に本件倉庫を設置して、長男とともに本件建物に居住していた。

本件契約は、平成 26 年 3 月 31 日に期間満了により終了した。これに伴い、長男は本件物件から退去し、彦根市に本件物件を明け渡した。しかし、〇〇〇〇〇〇は同年 4 月 1 日以降も、何らの権原なく、本件倉庫を設置したまま、本件物件の占有を継続した。

同人は、平成 27 年 2 月 13 日に彦根市に対して、本件物件について同年 3 月 31 日までの明渡し猶予を求め、明渡しまでの間、賃料相当額として年額 284,433 円を支払う旨を約した。しかし、同人は、同年 4 月 1 日以降も本件物件を明け渡さず、賃料相当額については、平成 26 年 4 月分から同年 12 月分までおよび平成 27 年 7 月分から平成 29 年 1 月分までについては支払ったが、平成 27 年 1 月分から同年 6 月分までおよび平成 29 年 2 月以降分を支払うことなく、同年 11 月 3 日に死亡した。

現在、同人の相続人となりうる者は全て相続を放棄し、本件土地上および本件建物内には、本件倉庫のほか同人が所有していた物品が残置されている。

また、彦根市は、同人の生前、彦根簡易裁判所に対し、同人を被告として、平成 26 年 8 月分から平成 27 年 6 月分までの賃料相当損害金(合計 260,731 円)の支払を求めて訴えを提起し(同庁平成 27 年(ハ)第 125 号)、同庁から、同年 10 月 15 日に彦根市の請求を全部認容する判決を得た。そのため、同年 1 月分から同年 6 月分までの賃料相当損害金については、既に債務名義が存在している。

以上の経緯から、彦根市は、相手方に対し、本件倉庫を収去した上での本件土地の明渡しおよび本件建物の明渡しならびに平成 29 年 2 月 1 日以降の本件物件の明渡し済みに至るまで年額 284,433 円の割合による賃料相当損害金の支払を求め、訴えを提起するものである。

4 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。